

別紙2

「防災に関するワークショップ（市民会議）」において提出された意見の概要と市の機関の考え方

令和5年9月20日、10月18日及び11月15日の計3回にわたり「防災に関するワークショップ（市民会議）」を実施したところ、以下のとおり意見の提出がありました。

提出された意見の概要と意見に対する市の機関の考え方をまとめましたので、公表します。

○会議参加者数 13人

○意見提出件数 23件

表中の「区分」 ○：意見の全部または一部を計画に反映するもの 4件
△：既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの 17件
□：意見を計画に反映しないもの（今後検討や他で検討するものも含む） 2件

No.	提出された意見の概要	市の機関の考え方	区分
1	鹿島川周辺は、洪水浸水想定区域に指定されており、風水害時に危険な区域であること。	風水害に関する講座の開催や避難訓練の実施、ハザードマップの配布による危険区域の周知等により、市民の防災知識の普及、災害対応力の向上を図ります。	△
2	高齢者、一人暮らし世帯、障害者等の被災リスクが懸念されており、その対策を考えること。	大規模災害に向けて対策を進めるために、公助による体制に加え、自助・共助の地域の防災行動力の向上が欠かせないことから、地域と連携して防災行動力の向上に係る対策を進めていきます。	△

3	高齢化により自治会活動が困難との理由で退会者が増えている地域等、自治会未加入者が増えている地域があるため、災害時の共助活動に支障が出る可能性があること。	地域の防災活動をリードする人材の育成を支援します。	△
4	一時的に避難できる施設や広場等を決めておくこと。	人的被害の発生を未然に防止するほか、家屋の倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容するため、指定緊急避難場所等の整備に努めます。	△
5	自治会未加入者と自治会加入者が共存する状況で、災害時の助け合っていくあり方を考えること。	平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、広報媒体や専門家の知見等を活用し、防災広報の充実に努めます。	△
6	市内の各地の共助に関する取組（避難所運営委員会等）を市全域に周知すること。	先進事例等の取組みの周知に努めます。	□
7	避難所のレイアウトやルールについては、避難所運営委員会において事前に検討すること。	避難所のレイアウトやルールについては、各指定避難所の避難所運営委員会が、指定避難所の施設特性等を踏まえて作成する、独自のマニュアル等の中で定めておく事項と考えていますので、市は、避難所運営委員会の早期設立とマニュアル作成等の支援に努めます。	△
8	避難所となる施設の各部屋の使用やライフラインに関する使用のあり方について、施設管理者や市と避難所運営委員会等で事前に検討すること。	避難所における施設や設備の使用方法等については、各指定避難所の避難所運営委員会が、指定避難所の施設特性等を踏まえて作成する、独自のマニュアル等の中で定めておく事項と考えていますので、市は、避難所運営委員会の早期設立とマニュアル作成等の支援に努めます。	△

9	避難者向けの情報については、避難者が確認できる環境にすること（掲示板の設置等）。	情報伝達ルートを確認し、特に要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底します。	△
10	物資については、人の動線、管理（量の把握）に留意して保管する（体育館ステージ上、体育館器具庫など）こと。	避難所に供給された物資の保管方法等については、各指定避難所の避難所運営委員会が、指定避難所の施設特性等を踏まえて作成する、独自のマニュアル等の中で定めておく事項と考えていますので、市は、避難所運営委員会の早期設立とマニュアル作成等の支援に努めます。	△
11	要配慮者（認知症の方、妊婦、外国人等）については、迅速な対応や継続的な対応ができる環境を確保すること（本部受付付近、教室など）。	避難所における避難者の配置等については、各指定避難所の避難所運営委員会が、指定避難所の施設特性等を踏まえて作成する、独自のマニュアル等の中で定めておく事項と考えていますので、市は、避難所運営委員会の早期設立とマニュアル作成等の支援に努めます。	△
12	ペットについては、市や地域において事前に避難所での飼養環境を検討するとともに（室内同居、別部屋、屋外など）、飼い主においては、事前に避難所のルールを踏まえた飼養環境を確保すること。	市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めます。また、飼養環境確保のため、避難所のルールの事前周知に努めます。	△
13	各避難所において組織を具現化すること。	避難所における運営組織については、各指定避難所の避難所運営委員会が、指定避難所の施設特性等を踏まえて作成する、独自のマニュアル等の中で定めておく事項と考えていますので、市は、避難所運営委員会の早期設立とマニュアル作成等の支援に努めます。	△

14	災害時のトイレの扱いについて、簡易トイレを各避難所に備蓄し使用するなどの検討をすること。	簡易トイレについては、市においても備蓄に努めますが、自助として、最低でも3日間、可能な限り一週間程度の備蓄に努めていただくよう啓発します。	△
15	自助として、国民保護に関わる考え方について把握すること。	国民保護における自助の考え方を整理し、計画に反映します。	○
16	自助として、弾道ミサイル落下時の行動のあり方について把握すること。	国民保護における自助の考え方を整理し、計画に反映します。	○
17	自助として、弾道ミサイル落下等に備えて、一時的に避難できる施設を把握すること。	国民保護における自助の考え方を整理し、計画に反映します。	○
18	自助として、弾道ミサイル発射時の対応については、警戒情報を事前に確認するとともに、安全が確保できる場所も調べておくこと。	国民保護における自助の考え方を整理し、計画に反映します。	○
19	地域ごとの災害に対する取り組み格差を解消すること。	平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、広報媒体や専門家の知見等を活用し、防災広報の充実に努めるなどにより、地域における防災に対する備えや考え方の格差の解消に努めます。また、地区「防災計画」(地区の特性等に応じた自発的防災活動に関する計画)を作成することを促進します。	△

20	避難所運営などを自分たちで行うといった意識啓発など、地域住民の防災意識の向上に関する啓発を推進すること。	平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、広報媒体や専門家の知見等を活用し、防災広報の充実に努めます。	△
21	市政だよりに住民の防災意識を啓発できるような記載を検討すること。	平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、広報媒体や専門家の知見等を活用し、防災広報の充実に努めます。	△
22	視覚・聴覚障がい者等の要配慮者に対する情報発信に関する取組みを推進すること。	個別対応が必要な要配慮者への広報は、区・自治会、自主防災組織やボランティア等の協力を得て実施します。	△
23	自治会活動を自治会員に共有する仕組みを検討すること（他自治会の活動事例を共有し、仕組みを検討すること）。	先進事例等の取組みの周知を図るなどにより、平常時から地域コミュニティ活動へ参加することの重要性を啓発します。	□